

東三河自然再生推進業務仕様書

1 委託業務名

東三河自然再生推進業務

2 委託業務の概要

「地域環境リーダー」を選定し、地域環境リーダーを中心として「東三河環境SDGs実践事業」及び「東三河環境SDGs発信事業」を実施する。

併せて、東三河環境SDGsこども学び事業を実施する。

(1) 東三河環境SDGs実践事業

東三河地域の2か所のフィールドを「陸の豊かさを守る」SDGs活動の拠点とし、豊かな自然環境の魅力を高めるために、地域環境リーダーが中心となり、在来種の保全や外来種の駆除等の自然再生・保全活動を実施するとともに、活動を広く県民に開放し、新たな人材の育成とSDGs理念の啓発を図る。

また、活動拠点において、地域環境リーダーの持つ知識・経験とSDGsの理念を結びつけることを目的とした研修を行い、地域環境リーダーのスキルアップを図る。

ア 東三河ふるさと公園における里山の再現

これまで本事業では、地域環境リーダーを中心に、東三河ふるさと公園の三河山野草園において、「カヤネズミが棲む里山の再現」を目標に、かつて里山に存在したススキを中心とした茅場再現の取組を実施してきた。

令和8年度は、引き続き東三河ふるさと公園をフィールドの1つに設定し茅場再現に取り組むとともに、環境SDGsを実践する人材の育成に取り組むことで東三河地域の環境保全活動の活性化を図る。

(ア) 地域環境リーダーの人数

5名以上

(イ) 地域環境リーダーの選定方法

過去の本事業の養成講座の修了生、地域環境リーダーとして活動実績がある者、地域の環境保全活動に積極的に参加する意思のある者、基礎から自然環境保全の進め方について学ぶ意欲のある者等を対象に、公募等により委託者と協議の上、選定する。

(ウ) 活動内容

東三河ふるさと公園の三河山野草園において、草刈りや侵略的外来種の駆除・在来種の移植等による植生管理を行い、その状況について

定期的に植生調査を実施する。各活動を実施する際には活動の意義や効果を確認し、参加者の知識・経験を養成できるようにする。

また、事業の必要に応じて簡易な工作物等を設置する。

(エ) 活動回数

契約期間内において、イの事業の拠点と併せて8回以上活動を実施する。

(オ) アドバイザーの委嘱

地域の自然環境を熟知し、活動内容について適切に助言することができる者を1名以上委嘱する。

イ 長ノ山湿原における湿地の保全

本事業では令和4年度から長ノ山湿原（新城市）において湿地の保全に向けた体制づくりに取り組んでいる。令和8年度は引き続き令和4年度からの実績を基に事業を展開する。

(ア) 地域環境リーダーの人数

5名以上

(イ) 地域環境リーダーの選定方法

過去の本事業の養成講座の修了生、地域環境リーダーとして活動実績がある者、地域の環境保全活動に積極的に参加する意思のある者、基礎から自然環境保全の進め方について学ぶ意欲のある者等を対象に、公募等により委託者と協議の上、選定する。

(ウ) 活動内容

長ノ山湿原において、植生等の調査や草刈り等の保全作業を行い保全の方向性を検討するとともに、調査や保全活動の目的や意義について、広報活動等を行う。各活動を実施する際には活動の意義や効果を確認し、参加者の知識・経験を養成できるようにする。

(エ) 活動回数

契約期間内において、アの事業の拠点と併せて8回以上活動を実施する。

(オ) アドバイザーの委嘱

地域の自然環境を熟知し、活動内容について適切に助言することができる者を1名以上委嘱する。

(2) 東三河環境SDGs発信事業

SDGsの普及促進と東三河地域の豊かな自然の広報を目的として、東三河地域でのSDGsに関連する取組の情報発信を行う。

ア 成果発表会の実施

地域全体に活動内容を周知するため、各地域の生態系ネットワーク協議会主催のフォーラム等を活用し、成果発表又はフィールドの広報活動

を2回程度実施する。

ただし、生態系ネットワーク協議会主催のフォーラム以外で実施する場合の会場使用料等の費用は受託者が負担する。

イ 自然の魅力発信イベントの開催

(ア) 実施内容

東三河地域の自然の魅力の発信又はSDGsの普及啓発を目的としたイベントを令和8年6月から令和8年12月の間に2回以上開催する。

イベントについては、受託者と地域環境リーダーを中心に企画・運営するものとする。

(イ) 過去の実施例

親子向け自然観察バスツアー（新城市）、親子向け自然体験イベント（豊川市）

(3) 東三河環境SDGsこども学び事業

令和7年度に作成した環境学習資料データを利用し、外来種に関する冊子を500部以上印刷するとともに東三河地域の小学校や図書室等の小学生の目に触れる施設等に配布する。ただし、配布先、配布時期等は県と調整の上決定すること。

さらに、地域環境リーダーが講師となり、冊子を利用した小学生向けの外来種に関する講座を4回以上実施する。なお、この講座は、「(1) ア・イで実施する環境保全活動」、「(2) イで開催するイベント」及び「各地域の生態系ネットワークに参加する団体が開催する観察会等」と併せて実施することも可能とする。

また、環境学習資料の電子データを効果的に活用し、普及啓発を行う。(県公式ウェブページから電子データをダウンロード出来るようにする予定である。)

3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

4 委託業務の内容

(1) 企画調整業務

ア 計画作成業務

本事業は、関係機関、団体等と計画的に調整を図り実施する必要があるため、目的を達成するための総合的な事業実施計画の作成を行う。

イ 広報業務

事業の実施に当たり、チラシ、Instagram や X といった SNS を始めとしたインターネットなどを活用し、周知したい対象に対し効果的・効率的に広報

できるような具体的な計画書を作成、実行し、支払いが必要な場合は支払いを行う。また、報道関係機関等に対し、広報に係る働きかけを行い、記事の登載や情報の発信等について交渉、調整する。

ウ 準備業務（共通）

- (ア) 事業実施計画に基づき、地域環境リーダー、アドバイザー、フィールドの管理者等と調整しながら事業の具体化、実施に向けた準備業務を行う。
- (イ) 事業の実施に当たり適切なアドバイザー、スタッフ等の手配、関係者との調整などの準備を行う。
- (ウ) 環境SDGs実践事業の実施内容について、地域環境リーダー、アドバイザー、フィールドの管理者等と調整を行う。
- (エ) 事業実施計画に基づき企画書、プログラム、会場利用計画、行程表等を反映した運営マニュアルを作成する（作成に当たっては、各スタッフ等が運営業務を的確に遂行できるように配慮すること。）。
- (オ) 実施場所の事前調査を行う。
- (カ) 事業の実施に当たり必要な地域環境リーダーやアドバイザー等の移動について、輸送手段、乗り降り場所等の手配を行う。
- (キ) 事業の実施に係る資料作成等の経費は、受託者が負担する。
- (ク) 上記の他、事業の実施に必要な準備を行う。

(2) 東三河環境SDGs実践事業

ア 準備業務（東三河ふるさと公園における里山の再現）

- (ア) 地域環境リーダー、アドバイザー等と調整し、里山の再現に向けた当該年度の目標を設定する。

イ 準備業務（長ノ山湿原における湿原の保全）

- (ア) 地域環境リーダー、アドバイザー等と調整し、重要種調査及び保全活動に関する当該年度目標を設定する。

ウ 管理・運営業務

- (ア) 事業の実施に当たり、地域環境リーダー、アドバイザー、スタッフの派遣等の管理・運営業務に必要な全ての措置を講じ、事業を運営する。
- (イ) 事業の実施に当たり、地域環境リーダー、アドバイザー、フィールドの管理者等と調整しながら事業実施計画等に基づき、円滑に業務を遂行させる。
- (ウ) 地域環境リーダー、アドバイザー、スタッフ等への謝礼、交通費等の支払いに関する業務を行う。
- (エ) 活動拠点の活動等に必要な簡易な工作物や消耗品等の調達費用の支払い等に関する業務を行う。
- (オ) 活動拠点等において、植生調査等の現地調査を行う際は、調査結果を取

- りまとめ、分析を行う。
- (カ) 事業の実施の際に使用する会場の使用料は、受託者で負担する。
 - (キ) 事業にバス等の輸送手段を利用する場合は、その輸送手段の確保、乗り降り場所等の手配、支払い等に関する業務を行う。
 - (ク) 本事業の実施に当たり、必要な傷害保険等への加入手続き、保険料の支払い等に関する業務を行う。
 - (ケ) 本事業に対する満足度や理解度・意見等がわかるアンケートを実施し、集計・分析を行う。
 - (コ) 上記のほか、事業の実施に必要な管理・運営を行う。

(3) 東三河環境SDGs発信事業

ア 準備業務（成果発表）

- (ア) 成果発表の実施内容について、地域環境リーダー、アドバイザー、イベント主催者等と調整を行う。
- (イ) 成果発表で使用する資料等を地域環境リーダー及びアドバイザーと調整し作成する。

イ 準備業務（自然の魅力発信イベントの開催）

- (ア) イベントの実施内容について、地域環境リーダー、アドバイザー、会場管理者等と調整を行う。
- (イ) イベントの参加者募集リーフレットの作成（電子データ含む。）及び配布を行う。なお、仕様・数量等については、最も効果的・効率的なものとする。

ウ 管理・運營業務

- (ア) 事業の実施に当たり、地域環境リーダー、アドバイザー、スタッフの派遣等の管理・運營業務に必要な全ての措置を講じ、事業を運営する。
- (イ) 事業の実施に当たり、地域環境リーダー、アドバイザー、会場管理者等と調整しながら事業実施計画等に基づき、円滑に業務を遂行させる。
- (ウ) 地域環境リーダー、アドバイザー、スタッフ等への謝礼、交通費等の支払いに関する業務を行う。
- (エ) イベント実施に必要な物品等の調達費用の支払い等に関する業務を行う。
- (オ) 事業の実施の際に使用する会場の使用料は、受託者で負担する。
- (カ) 事業にバス等の輸送手段を利用する場合は、その輸送手段の確保、乗り降り場所等の手配、支払い等に関する業務を行う。
- (キ) 本事業の実施に当たり、必要な傷害保険等への加入手続き、保険料の支払い等に関する業務を行う。
- (ク) 本事業に対する満足度や意見がわかるアンケートを実施し、集計・分析を行う。

(ケ) 上記のほか、事業の実施に必要な管理・運営を行う。

(4) 東三河環境SDGsこども学び事業

ア 準備業務（環境学習資料の印刷）

(ア) 小学校や公民館の図書室等小学生が効果的に活用できる場所やイベント等における活用を検討し、500部以上を印刷する。

印刷する環境学習資料については令和7年度に作成した電子データを用い、フルカラーでA5サイズ、30ページ程度の冊子とする。

イ 準備業務（環境学習資料を用いた講座の実施）

(ア) 講座の開催に当たり、地域環境リーダー、アドバイザー、会場管理者等と調整を行う。

ウ 準備業務（環境学習資料の電子データの活用）

(ア) 環境学習資料の電子データを活用し、外来種に関する知識の普及啓発につながる効果的な方法等を検討する。

エ 管理・運營業務

(ア) 事業の実施に当たり、地域環境リーダー、アドバイザー、施設管理者等と調整しながら事業実施計画等に基づき、円滑に業務を遂行させる。

(イ) 検討した施設やイベント等において、印刷した資料の発送や資料を活用した事業を行う。

(ウ) 環境学習資料の電子データを活用し、外来種に関する知識を広く普及させるために、インターネットやSNS、その他媒体を用いて効果的な啓発を行う。

(エ) 事業の実施に必要な物品等の調達費用の支払い等に関する業務を行う。

(オ) 上記のほか、事業の実施に必要な管理・運営を行う。

5 その他付加提案

「4 業務委託の内容」に記載した事業のほかに、県が提示した予算額の範囲内で実施可能であり、本事業の趣旨に合う付加提案があれば、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、内容等については県との協議により決定すること。

6 委託業務にあたっての留意点

(1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

(2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

- (3) 受託者は、事業に先立ち事業実施計画、実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (4) 受託者は、事業の実施・運営に際し、委託者や実施する会場の管理者、他の関係機関等との連携・調整を行うこと。
- (5) 事業の実施に伴う手続き等については、受託者が行うものとする。なお、それに係る費用等、事業の実施に必要な費用はすべて受託者が負担するものとする。
- (6) 事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (7) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (8) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (9) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱いに万全の措置を講じること。
- (10) 事業実施において、問題等が発生した場合には、委託者に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (12) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (13) 受託者は、業務完了後 5 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも供覧に供することが出来るように保存しなければならない。
- (14) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合又は事業内容を変更する必要がある場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。

7 成果品の提出

(1) 成果品

本事業終了後、事業の実施状況や運営状況等について、記録写真、アンケート、メディア等の報道状況も含めた業務報告書等を作成し、委託者に提出する。

- ・業務報告書 紙媒体 2 部 電子媒体 1 式
- ・その他委託者が指示する資料

(2) その他

受託者は、別途委託者が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出期限

令和9年3月15日(月)

(4) 提出場所

愛知県東三河総局県民環境部環境保全課